

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

- 地籍調査事業計画の策定 (地域復興支援課) 一
- 管理美容師及び管理美容師資格認定講習会の指定 (食と暮らしの安全推進課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 二
- 道路の供用開始(二件) (道路課) 二
- 昭和五十五年宮城県告示第八百七十八号(県立都市公園の設置)の一部改正 (都市計画課) 三
- 市街地再開発組合の事業計画変更の認可 (同) 三
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (北部地方振興事務所) 三
- 選挙管理委員会 (北部地方振興事務所) 三
- 人事委員会 四
- 第六十六回宮城県職員採用試験(大学卒業程度)の実施 四
- 宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)の実施 四
- 第六十六回宮城県職員採用試験(短期大学卒業程度)及び第七十三回宮城県職員採用試験(高等学校卒業程度)の実施 四
- 第八十八回警察官A採用試験の実施 四
- 第八十九回警察官B採用試験の実施 四

ページ

## 告 示

○宮城県告示第五百八号  
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十七年地籍調査事業計画を次のとおり定めた。  
 平成二十七年四月二十八日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 一 調査を行う者の名称及び調査区域

名 称	調 査 区 域
気仙沼市	本吉町狼の巣の一部一単位区域A 本吉町狼の巣の一部一単位区域B 河原田二丁目等五単位区域
白石市	上久保一単位区域 福岡蔵本字下り川一番等八単位区域 福岡蔵本字愛宕山①等九単位区域 小下倉字岩崎山等四単位区域 福岡蔵本字愛宕山②一単位区域 福岡蔵本字中川原一単位区域 小下倉字以保石等八単位区域 小下倉字山岸等二単位区域 郡山字穴口山等九単位区域 小下倉字大久保等二単位区域
大崎市	古川清滝字笹森等十一単位区域 古川清滝字明神一単位区域
柴田町	成田字待江等七単位区域 槻木字新松崎等八単位区域 海老穴字梅田等六単位区域
川崎町	大字今宿字上ノ台等四単位区域 大字今宿字葭沢山等三単位区域 大字前川字向鹿区域 小野字釜場山等一部八単位区域 小野字子地倉山等四単位区域

### 二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十八年三月三十一日まで  
 ○宮城県告示第五百九号  
 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定による管理美容師資格認定講習会及び美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定による管理美容師資格認定講習会として、次のとおり指定した。

平成二十七年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター  
東京都江東区有明三丁目七番二十六号

二 講習会の日程及び会場

1 管理理容師資格認定講習会

(一) 日程

平成二十七年十月五日(月)、同月十九日(月) 及び同月二十六日(月)

(二) 会場

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号  
東京エレクトロンホール宮城

2 管理美容師資格認定講習会

(一) 日程

平成二十七年十月五日(月)、同月十九日(月) 及び同月二十六日(月)

(二) 会場

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号  
東京エレクトロンホール宮城

三 受講料

一人につき一万八千円

○宮城県告示第五百十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十七年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四一〇二〇一九九	事業所の名称及び所在地 スイッチ・イシノマ 石巻市鑄銭場四一十 六コーポいわき店舗 一階	指定障害福祉サービスの種類 自立訓練(生活訓練)	設置者名 特定非営利活動法人Switch	指定年月日 平成二十七年五月一日
--------------------	--	-----------------------------	-------------------------	---------------------

○四一〇七〇〇三七一

warara  
宮城県名取市大手町  
六丁目四番地一

就労継続支援B  
型

一般社団法人  
こねくと

平成二十七年  
五月一日

○宮城県告示第五百十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十七年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四一二六二〇〇三三	事業所の名称及び所在地 櫻の樹 宮城県利府町加瀬字 新前谷地五十七番地 一	廃止する指定障害福祉サービスの種類 生活介護	設置者名 社会福祉法人 嶋福祉会	廃止年月日 平成二十七年 五月十五日
---------------------	---	---------------------------	------------------------	--------------------------

○宮城県告示第五百十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類 県道	路線名 利府松山線	供用開始の区間 黒川郡大郷町柏川字道南二六四番地先から 同郡同町柏川字道南三九四番地先まで	供用開始年月日 平成二十七年 四月二十八日
-------------	--------------	---	-----------------------------

○宮城県告示第五百十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	本吉郡南三陸町戸倉字底土一四八番地先から同郡同町戸倉字底土一五七番地先まで	平成二十七年四月三十日

○宮城県告示第五百十四号

昭和五十五年宮城県告示第八百七十八号（県立都市公園の設置）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月二十八日から施行する。

平成二十七年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表を次のように改める。

名 称	位 置	区 域	供用開始の期日
矢本海浜緑地	東松島市	東松島市牛網字海辺一二番の二、一三番、一四番の一〇、一六番の三、矢本字板取三五六番の一、字鎌沼三〇八番、字弘法一八八番、字三本松二四五番、字下立沼前一九九番、字沼下四二八番、字浜須賀松国有林五四六林班ハ、ハ、二、二の一部（次の図に示すとおりとする。）	昭和五十五年十月一日

「次の図」は、省略し、その図面を宮城県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第五百十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十七年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称  
中央三丁目一番地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
平成二十五年六月から平成二十八年六月まで
- 三 施行地区

石巻市中央三丁目八番十二、八番十三、八番十五、五十三番二、五十三番十四、五十五番一、五十五番四、六十一番一、六十一番二、六十二番、六十三番二、八十二番一、八十三番一、八十三番二、八十三番三及び百八十二番

四 事務所の所在地

石巻市日和が丘二丁目十五番三十号

五 設立認可の年月日

平成二十五年五月三十一日

六 事業施行期間の変更の内容

（変更前）平成二十五年五月から平成二十七年四月まで

（変更後）平成二十五年六月から平成二十八年六月まで

七 変更の認可の年月日

平成二十七年四月二十一日

○宮城県告示第五百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鬼首土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十七年四月二十八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 増 子 友 一

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十六年十月十七日	高 橋 孝 志	大崎市鳴子温泉鬼首字八幡原十六番地	理事
平成二十六年十月十七日	大 場 忠 志	大崎市鳴子温泉鬼首字中沢口十一番地	理事
平成二十六年十月十七日	中 鉢 初 雄	大崎市鳴子温泉鬼首字三杉道上十一番地一	理事
平成二十六年十月十七日	大 場 善 郎	大崎市鳴子温泉鬼首字久保田三十五番地一	理事
平成二十六年十月十七日	高 橋 喜 一	大崎市鳴子温泉鬼首字原二十一番地	理事
平成二十六年十月十七日	高 橋 初 雄	大崎市鳴子温泉鬼首字野原二十四番地二	監事

二 退任した者

平成二十六年十月十七日	大場市雄	大崎市鳴子温泉鬼首字山崎前二十八番地	監事
退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十六年十月十六日	高橋孝志	大崎市鳴子温泉鬼首字八幡原十六番地	理事
平成二十六年十月十六日	大場忠志	大崎市鳴子温泉鬼首字中沢口十一番地	理事
平成二十六年十月十六日	中鉢初雄	大崎市鳴子温泉鬼首字三杉道上十一番地一	理事
平成二十六年十月十六日	大場善郎	大崎市鳴子温泉鬼首字久保田三十五番地一	理事
平成二十六年十月十六日	高橋喜一	大崎市鳴子温泉鬼首字原二十一番地一	理事
平成二十六年十月十六日	高橋初雄	大崎市鳴子温泉鬼首字田野原二十四番地二	監事
平成二十六年十月十六日	大場市雄	大崎市鳴子温泉鬼首字山崎前二十八番地	監事

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百条の五の規定により交付した左記の証票は、平成二十七年四月十七日以降無効とする。

平成二十七年四月二十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

記

証票番号 ㊦ 第三号の〇三四

証票番号 ㊧ 第三号の〇三二

人事委員会

○第六十六回宮城県職員採用試験（大学卒業程度）を別冊その一のとおり実施する。

平成二十七年四月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者）を別冊その二のとおり実施する。

平成二十七年四月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○第六十六回宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度）及び第七十三回宮城県職員採用試験（高等学校卒業程度）を別冊その三のとおり実施する。

平成二十七年四月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○第八十八回警察官A採用試験を別冊その四のとおり実施する。

平成二十七年四月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○第八十九回警察官B採用試験を別冊その五のとおり実施する。

平成二十七年四月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男